

袖ヶ浦市農地転用許可申請の手引

袖ヶ浦市農業委員会事務局

農地転用許可申請の主な流れ



1

農地区分の確認

目安：申請3か月前

- ・ 農地転用に当たり、まずは農地区分（農用地、第1種農地、第2種農地、第3種農地）を確認します。
- ・ 農地区分の確認については、農地区分確認依頼票を記入し、次の必要書類の全てを添付の上、下記の宛先にメールを送信してください。

必要書類	
1	農地区分確認依頼票
2	確認したい農地の航空写真
3	土地登記事項証明書（電子可）
4	現地の写真

メール送付先	
sode35@city.sodegaura.chiba.jp	
農地区分HP	※農地区分確認依頼票はHPからダウンロードできます。
https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/nogyo/noutitennyounikakarunoutikubunn.html	

注意事項
※メールには、必要書類の <u>全てを必ず添付</u> してください。
※不足があった場合、回答することができません。
※現在、多数の問合せをいただいておりますので、 <u>回答までに1か月以上</u> の期間を要する場合があります。
※農地区分の確認は、 <u>必ずメール</u> でお問い合わせください。
※直接、窓口にてご相談された場合、すぐに回答することができません。
※農地区分の回答につきましては、申請前の段階における見込みについての回答となりますので、農地転用の許可・不許可について、一切回答するものではありません。
※農地転用の許可権限は、千葉県にありますので、事業を進める上で、必要に応じて、千葉県にも相談してください。

2	事前相談
---	------

目安：申請 2 か月前

- ・ 農地区分の確認が完了後、農地転用の見込みがある場合には、事前相談に進みます。事前相談では、事業計画などについて、詳しく確認します。
- ・ 事前相談に当たっては、必ず電話にて事前予約をお願いします。
予約なしにご来庁いただいた場合、対応できない場合がございます。

事前予約連絡先	0438-62-3918
---------	---

3	他法令関係事前協議
---	-----------

目安：申請 2 か月前

- ・ 農地転用許可申請に当たり、農地法以外の他法令関係について事前協議が必要となります。

主な協議先		
1	環境管理課 市役所中庁舎 5 階	太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに関すること。
		再生資源物の屋外保管に関する条例に関すること。 【転用目的が資材置場の場合】
2	農林振興課 市役所中庁舎 5 階	農振農用地に関すること。
		地域計画に関すること。
		土地改良区域、水利組合等に関すること。
		木の伐採に関すること。
3	廃棄物対策課 クリーンセンター 内	土砂の埋立てに関すること。
4	都市計画課 市役所中庁舎 6 階	建築物の建築に関すること。
		盛土規制法に関すること。
5	土木管理課 市役所中庁舎 6 階	道路・水路の占有、排水等に関すること。
6	生涯学習課 市役所中庁舎 2 階	埋蔵文化財に関すること。
7	その他	その他事業の内容に応じた必要な手続

注意事項	
	※ 転用目的が、建売分譲住宅又は建築条件付売買予定地などの場合は、袖ヶ浦市都市建設部都市計画課において、宅地開発事業指導要綱に基づく事前協議が行われます。 宅地開発事業指導要綱に基づく事前協議の対象となる案件については、<u>事前協議終了後、事前協議の協定書の写しを添付の上、農地転用許可申請をお願いします。</u>
	※ 転用目的が、太陽光発電施設用地の場合は、袖ヶ浦市環境経済部環境管理課において、袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに基づく事前協議が行われます。 <u>事前協議終了後、事前協議の終了通知書の写しを添付の上、農地転用許可申請をお願いします。</u>
	※ 土砂の埋立てを行う場合で、特定事業に該当する場合、市役所の関係課等が出席する土砂等の埋立て等事業（特定事業）に係る説明会が開催されます。 <u>説明会開催後、関係各課との事前協議が終了し、特定事業の本申請と同じタイミングで、農地転用許可申請をお願いします。</u>

4	申請書類作成	目安：申請 1 か月前
・ 農地転用許可申請書類を作成します。 ・ 申請書類の一覧につきましては、千葉県農地・農村振興課が定める許可申請に係る申請書類チェック一覧表（様式第 70 号）を基に作成します。 https://www.pref.chiba.lg.jp/noushin/tetsuzuki/tenyou-shishin.html		
5	申請書類事前審査	目安：申請期限 1 週間前まで
・ 申請書類が揃った段階で、事前に書類の確認をさせていただきます。 ・ 基本的には、直接、窓口にて確認させていただきます。 ・ 事前審査に当たりましては、<u>必ず電話にて事前予約</u>をお願いします。 予約なしにご来庁いただいた場合、対応できないときがあります。		
事前予約連絡先		0438-62-3918

※ 直接、市役所に来庁できない場合には、事前審査については、メールでの対応も可能ですので、その場合には下記アドレスまでご送付いただき、かつ、電話にてその旨のお申し出をお願いいたします。

メール送付先	sode35@city.sodegaura.chiba.jp
--------	--

6	許可申請書提出	提出期限：毎月１７日正午まで
---	---------	----------------

- ・ 事前審査終了後、許可申請書の提出となります。
- ・ 許可申請書の受付は、必ず窓口で行います。
- ・ 許可申請書の提出に当たり、必ず電話にて事前予約をお願いします。
予約なしにご来庁いただいた場合、対応できないときがあります。

事前予約連絡先	0438-62-3918
---------	---

申請書提出期限：毎月１７日正午まで
(１７日が土日、祝日の場合には、翌開庁日の正午まで)

7	運営委員会	申請月の下旬 <u>※出席必要</u>
---	-------	---------------------

- ・ 転用面積が2,000㎡超の場合など、事業内容により、運営委員会案件となります。
- ・ 運営委員会には、現地調査と審議会があり、譲受人又は申請代理人に必ず出席いただく必要があります。
- ・ 運営委員会では、事業概要の説明と質疑応答をお願いいたします。

※ なお、年末の１２月下旬につきましては、運営委員会の開催がありませんので、運営委員会案件については、年内であれば１１月の申請期限までに提出いただき、それ以降は年明け１月の申請となります。

8	農業委員会総会	申請翌月の上旬 ※出席不要
- 申請については、毎月上旬に開催する農業委員会総会へ付議されます。 - なお、農業委員会総会への出席は不要となります。		
9	千葉県常設審議委員会	申請翌月の中旬 ※出席不要
3,000㎡超の申請については、毎月中旬に開催される千葉県常設審議委員会に諮問されます。 - なお、常設審議委員会への出席不要となります。		
10	千葉県君津農業事務所審査会	申請翌月の下旬 ※出席不要
- 千葉県君津農業事務所において、最終審査がなされ、許可・不許可が決定されます。 - なお、審査会への出席不要となります。		
11	許可指令書の交付	申請翌々月の中旬 ※窓口交付
- 千葉県君津農業事務所の最終審査により、許可となった案件については、許可指令書が交付され、市農業委員会へ送付されます。 - 市農業委員会で受理しましたら、ご連絡させていただきますので、許可指令書の受け取りをお願いいたします。<u>※窓口交付となります。</u>		
12	工事着手	
許可指令書の交付後、工事に着手してください。		
13	工事完了報告書・工事進捗状況報告の提出	
- 工事完了後、工事完了報告書（様式第14号）の提出をお願いします。 - なお、許可後3か月目及びその後1年ごとに工事完了するまでの間は、工事進捗状況報告書（様式第12号）を報告してください。		
https://www.pref.chiba.lg.jp/noushin/tetsuzuki/tenyou-shishin.html		